

○東京藝術大学学長特別補佐に関する規則

〔平成24年2月23日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、本学の東京藝術大学学長特別補佐（以下「特別補佐」という。）の設置及び任務その他必要な事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学長の下に、必要に応じ特別補佐を置くことができる。

(任務)

第3条 特別補佐は、学長が指示する特別な事項に係る業務を補佐する。

2 特別補佐は、前項に掲げるもののほか、学長から特に指示があった場合は、特定の理事室について、理事又は学長特命に代わって室長として業務を所掌する。

(任命)

第4条 特別補佐は、学長が、本学の職員の中から任命する。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第5条 特別補佐の任期は、学長が任命した日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該特別補佐を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、特別補佐は辞任しなければならない。ただし、後任の学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

(解除)

第6条 学長は、前条に基づき定めた任期の途中においても、特別補佐を免ずることができる。

2 学長は、前項に基づき特別補佐を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。